

医療費の助成制度

田原市では、さまざまな医療費の自己負担分を助成する制度を設けています。まだ申請されていない方はお問い合わせください。

◆後期高齢者福祉医療費助成

◎対象Ⅱ後記高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方

【障害者】次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋委縮症4～6級
- ② 療育手帳A・B判定
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ④ 自閉症状群（診断書が必要）

【ひとり暮らし】次のすべてに該当する方

- ① 単身で生活を営んでおり、同一敷地内に親族が住んでいない方
- ② 市町村民税が非課税の方
- ③ 親族から金銭的援助を受けていない方
- ④ 親族の税の扶養親族に入っていない方

【ねたきり・認知症】介護保険の要介護4または5の認定を受けていて3

か月以上要介護状態が継続している市町村民税非課税世帯の方

◆母子家庭等医療費助成

◎対象

- ① 母子家庭（父に重度の障害がある家庭を含む）の母および児童
- ② 母のいない児童

父子家庭（母に重度の障害がある家庭を含む）の父および児童

※いずれも児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで。父母の所得に制限があります。

◆精神障害者医療費助成

◎対象

【A】精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでない方で、次のいずれかに該当する方

- ① 精神障害と診断され、自立支援医療（精神通院）を受けている方
- ② 精神障害と診断され、入院している方（措置入院の方は除く）

【B】精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

◎助成額

【Aの方】医療保険における精神障害治療に必要な通院医療費の自己負担額全額と入院医療費の自己負担額の半額

【Bの方】医療保険における自己負担額の全額

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

雇用管理セミナーDAY

▼対象Ⅱ企業担当者 ▼期日Ⅱ2月

2日(火) ▼時間/内容Ⅱ【第1部】午前11時～正午/こんな助成金ご存知ですか?～高齢者が働きやすい職場環境整備のための【第2部】午後1時～4時30分/働けます!精神障害者～精神障害者の理解を深めるために～※1部のみ、2部のみ受講可能 ▼場所Ⅱハローワーク豊橋

(6階大会議室) ▼定員Ⅱ80名(先着順) ▼参加料Ⅱ無料 ▼申し込みⅡハローワーク豊橋のホームページ

(http://aichi-helloworksite.nhw.go.jp/ist/tyohashim) から出席希望票をダウンロードし、必要事項を記入のうえ直接またはFAX・郵送にて

▼豊橋公共職業安定所 雇用指導官 (〒440-8507 豊橋市大町11-1) ☎(0532)52局7194

FAX(0532)52局7159

【縦覧】田原市が決定する都市計画の変更案

田原市がこれまで進めてきた三河田原駅周辺整備に伴う道路などの変化や、今後の中心市街地活性化への取り組みに対応するため、以下の3つの都市計画の変更を進めています。

▼変更案Ⅱ①用途地域の変更【対象

地域】萱町1～3区および新町内

②防火地域及び準防火地域の変更【対象地域】萱町1～3区および新町

地区③特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の変更【対象地域】萱町、神戸町、豊島町、浦町、片浜町、片西、田原1区地区内 ▼縦覧期間Ⅱ1月15日(金)～1月29日(金) / 市役所執務時間中 ▼縦覧場所Ⅱ街づくり推進課(北庁舎2階) ▼その他Ⅱ縦覧期間満了の日までに田原市に意見書を提出することができます。

▼街づくり推進課 ☎23局3535 FAX22局3811

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼11月25日、アイスタイルデザイン 山田政嗣様から小学校の教育振興のため、書籍「季節誌」を1冊、「百肖」18冊。

ふるさと寄附金

▼11月18日、堀米茂様(東京都)から金2万円。

▼11月25日、匿名希望の方から環境保全のため、金2万円。

